



## 新年のごあいさつ ～ 病院創立 30 周年、 新しいステージへ～

皆さまには健やかに新春をお迎えのことと存じます。日頃は当院の運営に格別のご協力とご助力をいただきありがとうございます。新年のごあいさつをさせていただきますとともに、厚くお礼申し上げます。

さて、琵琶湖中央病院は本年、創立 30 周年を迎えることとなりました。今日までを支えていただきました地域の皆さまをはじめ、関係機関、各位に深く感謝申し上げます。

当院は昭和 58（1983）年 1 月 1 日、病床 48 床の開設承認を受け、保険医療機関としての診療を開始いたしました。同年 10 1 床まで増床し、翌年には滋賀県救急告知病院の承認を受けました。その後一般病院として順調な運営を続けることとなりますが、一方では国における医療機関の機能分化がすすめられ、平成 4（1992）年の第 2 次医療法改正では療養型病床群が制度化されました。このような動きの中、大津医療圏における医療環境の変化と病院の将来展望についての検討を重ね、一般急性期病院から慢性期医療を提供する療養型病床を有する病院への転換を、平成 8（1996）年の夏に確定し、10 月には病院の法人化を行い、「医療法人幸生会琵琶湖中央病院」となりました。その翌年 12 月、救急告知病院の辞退を届け出ました。平成 12（2000）年、介護保険法の施行。当院は療養病床への全面転換を図り、医療療養と介護療養の両機能を併せもつ病棟編成とし、居宅介護支援、通所リハビリ等、介護保険事業も開始しました。この頃より「リハビリテーション」を核とする特色ある病院づくりへの取り組みを展開することとなります。この取り組みの結実として、平成 20（2008）



年 3 月に新棟（B 病棟）が完成、同年病棟再編を行い、9 月、当院に回復期リハビリテーション病棟（以下、回リハ病棟）が誕生しました。平成 22（2010）年 6 月には介護療養病床を医療療養病床に転換し、全てを医療療養病床とする今日の医療提供の形が整いました。回リハ病棟は当時県下には 4 病院にしかありませんでしたが、今日では県下 14 病院に開設され、さらに 2 病院で開設の準備がすすめられています。これからは「数の整備」から「質の充実」が求められることとなり、滋賀県のリハビリテーション医療の発展にとって、県下最多のリハビリテーションスタッフを擁する当院の役割はとりわけ重要と考えます。開設 5 年目を迎えた当院回リハ病棟は平成 25 年 1 月、回リハ病棟の最高位のランクである「回復期リハビリテーション病棟入院料施設基準 1.」の届出を行い、受理されました。医療・看護・リハビリ療法を三位一体ですすめる当院の「特色ある病院づくり」の新しいステージの始まりです。地域との連携を図りつつ、リハビリテーション医療を核としつつ、高齢者のさまざまな疾患にも対応できる診療体制の充実にも努めます。病院創立 30 周年の今年、地域とつながり、住民・患者とともに歩む医療を職員一丸となりさらにすすめます。どうぞよろしく願いいたします。

院長 坂口 昇

### 県下初の届出

#### 「回復期 リハビリテーション病棟入院料 1.」

当院は 1 月 4 日に県下では 1 番目となる「回復期リハビリテーション病棟入院料」（以下、「回リハ病棟」）の施設基準で最高位の「1.」の届出を行い受理されました。現在「回リハ病棟」には 3 ランクの施設基準があり、看護配置基準、専門職員の配置、在宅復帰率、重症患者の受け入れとその改善率等、上位の基準になるほど要件が厳しくなります。当院の「回リハ病棟」は最も厳しい要件を満たした病棟となりました。よりいっそうの充実をめざします。